

類型指定の状況等	検討の必要性	第1回部会での意見等	基本的な考え方(案)	具体的な方針(案) :基本的な考え方: :基本的な考え方:	検討結果(案)のまとめ	
<p>府内の河川は、国によって大和川のみ「生物B」に指定されている。</p>	<p>水生生物の保全に関する項目の追加 身近な河川に対する意識の高揚 今後、淀川、神崎川、猪名川について類型指定される予定</p>	<p>BOD等5項目のC類型以上の水域を類型指定する。 基本的には「生物B」が適当と考えるが、「生物A」の方がより良好な水質を好む魚類を対象としていることも踏まえ、一定の要件を満たす水域については「生物A」を指定する方向で検討されたい。 類型のもつ意義と各水域の水質などの特性を考慮して類型を検討する必要がある。</p>	<p>流域に豊かな自然環境を有し、かつ水質が非常に良好であることから、冷水性の魚種や府域で絶滅が危惧される魚種が生息している可能性のある水域については、「生物A」に指定する。 以外のBOD等5項目に係る指定類型がC類型以上の水域を「生物B」に指定する。</p>	<p>下記の条件に概ね該当する水域を「生物A」に指定 ・上流域が山間部であるなど、自然が豊かな流域を持つこと。 ・BODがA類型の環境基準に十分に適合していること。 ・冷水性の魚種やアカザやアジメドジョウ、ナガレホトケドジョウなどの生息の可能性があると考えられること。 ・冷水性の魚種についての漁業権が設定されていること。</p>	<p>生物A：下記9水域 〔淀川水系：2水域〕 ・芥川(1) ・水無瀬川 〔神崎川水系：6水域〕 ・安威川上流 ・箕面川(1) ・余野川 ・田尻川 ・一庫・大路次川 ・山辺川 〔大和川水系：1水域〕 ・石見川</p>	<p>9水域を「生物A」に指定 〔淀川水系：2水域〕 芥川(1)、水無瀬川 〔神崎川水系：6水域〕 安威川上流、箕面川(1)、余野川、田尻川、一庫・大路次川、山辺川 〔大和川水系：1水域〕 石見川 50水域を「生物B」に指定 〔淀川水系：5水域〕 船橋川、穂谷川、檜尾川、天野川、芥川(2) 〔神崎川水系：8水域〕 安威川下流(1)、安威川下流(2)、安威川下流(3)、佐保川及び茨木川、大正川、勝尾寺川、箕面川(2)、千里川 〔寝屋川水系：1水域〕 寝屋川(1) 〔大阪市内河川：12水域〕 大川、堂島川、土佐堀川、道頓堀川、正蓮寺川、六軒家川、安治川、尻無川、木津川、木津川運河、住吉川、東横堀川 〔大和川水系：8水域〕 石川、千早川、天見川、飛鳥川、梅川、佐備川、東除川、西除川(1) 〔泉州諸河川：16水域〕 和田川、大津川上流、牛滝川、松尾川、槇尾川、父鬼川、近木川上流、櫻井川上流、男里川、金熊寺川、菟砥川、山中川、番川、大川、東川、西川</p> <p>指定なし (大和川のみ国が指定)</p>
				<p>上記に該当する水域を除く、BOD等5項目に係る指定類型がC類型以上の水域を「生物B」に指定</p>	<p>生物B： 上記9水域を除く、BOD等5項目に係る指定類型がC類型以上の水域</p>	